

昭和56年 2月16日

第 833 号

広報 うえだ

昭和27年12月22日第3種郵便物認可・毎月1日・16日発行・定価1部3円

発行 上 田 市
編集 秘 書 課
電話 上田224100
印刷 田 辺 印 刷



鬼はそと福はうち!

2月3日は節分。市内の各保育園では、この日恒例の豆まきを行いました。いろいろな鬼にふんした保母さんたちが「悪い子はいないか」「なき虫な子はいないか」などと大声であばれまわると、園児たちは「鬼はそと、福はうち」といいながら豆を元気に鬼にぶつけました。

(写真は2月3日、神科第1保育園で)

主な内容

ことしは国際障害者年……………	2ページ
国際障害者年上田市推進本部が発足……………	3ページ
健全財政を維持、昭和54年度の決算状況……………	4・5ページ
4月から新しい水道料金に……………	6ページ
長野県心身障害者扶養制度に加入しよう……………	7ページ
シリーズ・関越道上越線①……………	8ページ
カメラレポ……………	9ページ
固定資産税の課税台帳を縦覧……………	10ページ
市職員を募集します……………	11ページ
あなたです! 火事を出すのも防ぐのも……………	12ページ

市民と市長の日

「市民と市長の日」を3月2日(月)午前9時から午後4時まで、市役所3階市長室で行います。お気軽におでかけください。

農地問題相談日

「農地問題相談」を3月2日(月)午前8時30分から午後5時まで、市役所2階農業委員会事務局で行います。お気軽におでかけください。

鈴木武夫さん
竹内たき志さん

上 院
手 内
七 七
六 九

し
い
ま
ち
に
す
る
願
い
を
こ
め
て
こ
こ
に
市
民
憲
章
を
定
め
ま
す。

い
ま
ち
に
し
ま
す。



ことしは国際障害者年

テーマは完全参加と平等



福祉とは人の身になって考えること

上のカット説明 国際障害者年のシンボルマークで2人の人間が連帯して手を取り合い、平等の立場から支えあっている姿を表現しており、平等・希望・支援を表しています。周囲の葉は、国連の紋章の一部です。

わが国には、心身に障害をもって
いる方が350万人以上いると推定され
ています。障害者とは、病気あるい
は事故などのため、身体的・精神的
な機能が損なわれ、自分自身では通
常の個人生活や社会生活を完全に、
または部分的に行えない人をいいま
す。

今年は、「完全参加と平等」をテー
マとした「国際障害者年」。これは、
昭和51年の国連総会で決議された世
界的規模の行動で、障害をもつ人の
社会への完全参加と平等を目指しま
す。

「国際障害者年」のテーマは、
障害をもつ人の社会への「完全参
加と平等」という目標の実現にあ
ります。

「参加」とは、単なる社会生活
への参加にとどまらず、さまざま
な分野で社会の発展に貢献するこ
とを意味します。また、「平等」
とは障害であるために不平等な扱
いを受けることなく、経済的・社
会的に一般の人と同じ生活を送る
ことができることにあります。

五つの目標

- ① 国連は、「国際障害者年」にあ
たって「完全参加と平等」を実現
するために、次のような五つの目
標を立てています。
- ② 援助 障害をもつ人が、身体的
にも精神的にも社会に適応する
ことができるように援助する。
- ③ 社会参加 障害をもつ人に、援
助、訓練、医療、指導を行うこ
とによって、適切な仕事につき、
社会生活に十分参加できるよう
にする。
- ④ 生活環境 障害をもつ人が、社
会生活に実際に参加できるよう
に、公共建築物や交通機関を利
用しやすくする。
- ⑤ PR 障害をもつ人の経済活動
や、社会活動などへの参加の促
進について、広くPRする。
- ⑥ 防止 障害の発生の防止、及び

リハビリテーションのための対
策を推進する。
以上の五本柱です。

国も推進本部を設立

わが国には、大きく分けて身体
障害者約二百十万人、精神薄弱者
約四十万人、精神障害者百万人—
あわせて約三百五十万人の人が心
身に障害をもっていると推定され
ています。

国でも、昭和五十五年三月、内
閣総理大臣を本部長とする「国際
障害者年推進本部」を設け、障害
者問題の認識を深めるための啓発
活動、雇用、生活環境など、障害
者対策を積極的にすすめています。

社会全体の問題

平均寿命が延び、高齢化社会が
進むにつれて、脳卒中の後遺症な
どによる障害者が増えるとともに、
交通事故や労働災害などによる障
害者も年々増加する傾向にありま
す。わたしたちのだれもが障害者
になる可能性をもっている——と
いっても言い過ぎではありません。
障害者問題は、単に障害をもつ
人だけでなく、社会全体の問題で
す。わたしたち一人ひとりが、自
分自身の問題として理解し、幅広
い社会的な連帯意識をもって解決
していかなければなりません。



今年も障害者大行進が、10月に予定されています。

国際障害者年推進事業計画表

事業名	計画内容
国際障害者年上田市協議会運営	国際障害者年のテーマ「完全参加と平等」の目的達成のため、協議会を開催。 委員19名、随時
障害者の生活圏を広める会議	上田市社協と共催、市内各種団体の後援により開催。 2月7日、勤福センター
障害者福祉展と障害者ボランティア、一般市民による大行進	10月、市民参加により実施。 日曜広場を中心にして
上小身障害者スポーツ大会	6月、市営競技場、上田市主催。 9月、県大会に参加。
国際障害者年記念希望の旅事業	10月予定、在宅障害者の1日バス旅行。
心身障害児の早期療育事業	上田市医師会の援助協力により、さらに充実を図る。 年間実施
盲導犬貸与事業の創設	石井眼科医先生の援助により発足。 順次拡充の予定
マッサージ事業の推進	盲人協会の協力により年間実施。 毎月4日
雇用の拡大推進事業	公共職業安定所などと協力、障害者の雇用の拡大を図る。 随時
生活環境整備事業	道路、公共建物の整備、盲人用信号機などの設置。
啓発事業	市広報などあらゆる媒体利用により啓発活動をおこなう。 随時



風呂は次々に入りましょう

2月は省エネルギー月間

家庭で使うエネルギーのうち、冬季の暖房用のエネルギーは、約4割を占めるといわれます。それだけに、あなたの家庭でも省エネルギーにご協力ください。

がんばってます願ってます物価の安定



お店からお届けします
小さな善意の贈り物

普段の暮らしに関係の深い商品など、値段の据え置きをする「物価安定推進運動」が、3月末まで全国で続けられています。

みんなが参加しよりよい社会を...

国際障害者年 上田市推進本部が発足

上田市は、一月二十一日「国際障害者年上田市推進本部」(本部長・石井市長)を、正式にスタートさせました。推進本部は、三役はじめ教育長、民生部長、社会部長など福祉部門の市関係者で構成され、この一年、国際障害者年の推進事業に取り組みます。

昭和五十四年六月、上田市は国の「障害者福祉都市」に指定されて以来、今日までさまざまな事業を通して、障害者の皆さんが生活しやすい街づくりを進めてきました。今回、「国際障害者年上田市推進本部」が発足したことにより、今後は①六月に心身障害者スポーツ大会、②十月に福祉展と障害者大行進、③盲導犬貸与事業の創設、④雇用の拡大などの事業を実施する予定です。

上田市協議会も発足

一方、同じ一月二十一日には、

推進本部では「障害をもつ人に対する理解と関心を深め、みんなが参加し、みんなが平等に暮らせる、よりよい社会づくりをしよう」と呼びかけています。市民皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

推進本部では、二十一日の会合で、①国際障害者年記念集会の開催、②障害者の生活圏を広げる市民運動の推進などの意見をまとめ、推進本部長の石井市長に具申しました。今後は、来年の三月まで随時会合を開き、市の福祉施策について意見をのべていただきます。

国際障害者年に関する市の事業のあり方について調査・協議する「国際障害者年上田市協議会」(協議会長・近藤豊伝さん)が発足しました。メンバーは、社会福祉協議会、身障者福祉協会、盲人協会、医師会、自治会連合会など障害者福祉団体、学識経験者の十九人で構成されています。

上の力
手と
希望

⑤ 防止 障害の発生の防止、及び
進について広くPRする

昭和54年度一般会計、特別会計の決算が、12月定例市議会で認定されましたので、その内容を公表します。

一般会計は、収入総額166億2,341万余円、支出総額163億3,085万余円で差引2億9,256万余円の黒字決算（実質収支は、翌年度繰越額400万円を差引き、2億8,856万余円の黒字）で終了し、昭和54年度も健全財政を維持しました。これを前年度と比較しますと、収入総額、支出総額とも11.2%の伸びです。

特別会計は、独立採算制を目途に努力し、各会計とも計画どおりの事業を行い、国民健康保険事業など7会計とも黒字決算で終了しました。

(注) グラフなどの万円以下は切り捨ててあります。

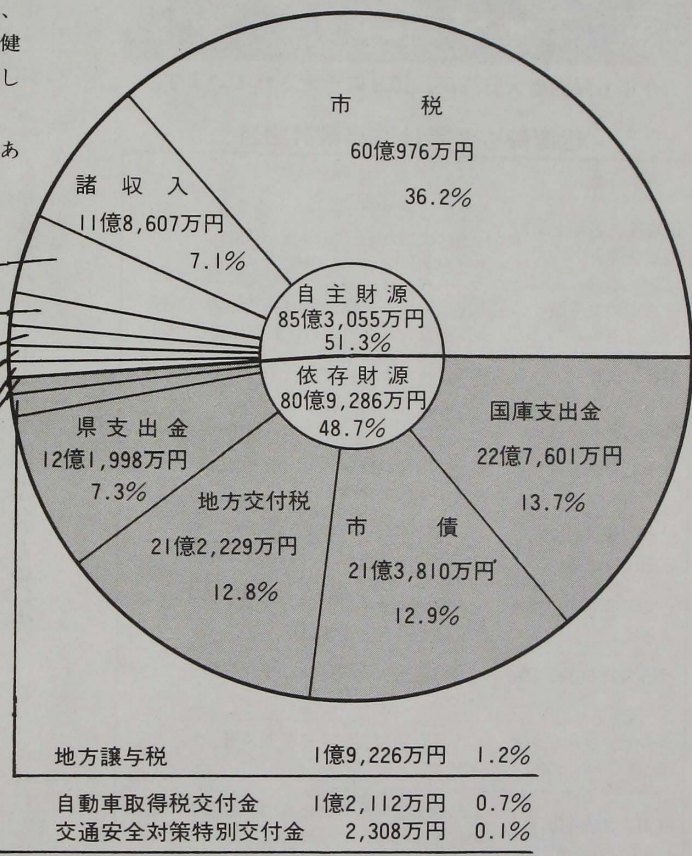
分担金・負担金	5億8,897万円	3.6%
繰越金	2億6,644万円	1.6%
財産収入	2億588万円	1.2%
使用料・手数料	1億8,213万円	1.1%
繰入金	5,305万円	0.3%
寄附金	3,821万円	0.2%

災害復旧費	496万円	(0.0%)
労働費	4,770万円	(0.3%)
議会費	1億7,283万円	(1.1%)
消防費	4億4,126万円	(2.7%)
公債費	7億4,537万円	(4.6%)
衛生費	7億7,959万円	(4.8%)
商工費	14億1,229万円	(8.6%)
農林水産業費	18億4,273万円	(11.3%)
総務費	20億1,927万円	(12.4%)
土木費	23億7,270万円	(14.5%)
教育費	26億2,868万円	(16.1%)
民生費	38億6,342万円	(23.6%)

健全財政を維持

＝昭和54年度の決算状況＝

一般会計歳入166億2,341万円



一般会計歳出163億3,085万円



土木費

一般会計の主な使いみち

道路改良舗装工事(323件)	7億3,943万円
市営住宅建設(下之郷桜団地)	2億 97万円
公共下水道事業繰出金	1億9,738万円
都市計画街路事業	1億9,629万円
自然運動公園	1億3,365万円
河川改修工事(77件)	9,980万円
橋りょう新設改良工事(24件)	7,600万円



民生費

老人医療費給付金	4億5,101万円
生活保護扶助費	3億7,154万円
身体障害精神薄弱者援護費	2億9,143万円
保育園増改築工事費(10か所)	1億9,667万円
母子寮改築工事費	1億6,372万円
同和対策生活環境整備	1億2,447万円
しいのみ園新築工事費	4,639万円
朝日ヶ丘児童館新築工事費	3,251万円
障害者福祉都市建設事業	3,250万円



農林水産業費

農 地 費	4億5,486万円
同和地区農業振興費	3億4,587万円
農業改善事業費	2億6,200万円
農村総合整備モデル事業費	1億7,059万円
林業構造改善事業費	5,718万円
農業振興費	4,790万円
畜 産 業 費	2,348万円



教育費

校舎増改築工事 (西、北、神科、中塩田、東塩田)	6億9,580万円
信濃国分寺資料館建設事業	3億4,195万円
小中学校補修工事	1億1,902万円
同和对策集会所 (川辺町、矢沢)	4,104万円



商工費

融資預託金	9億3,000万円
勤労者体育センター建設合築費	961万円

特別会計の事業状況

* 国民健康保険事業

- 国民健康保険加入状況
 - 世 帯 数 13,309世帯 (加入率 40.29%)
 - 被保険者数 35,970人 (加入率 32.23%)
- 保険給付状況
 - 件 数 271,974件
 - 費用額 33億7,736万円
- 受診率
 - 年間1人当り 6.4件
- 高額療養費給付状況
 - 件 数 4,551件
 - 給付額 1億9,621万円

* 公共下水道事業

- 公共下水道建設費 8億1,287万円
- 下水道処理場費 8,292万円

* 同和地区住宅新築資金等貸付事業

- 貸付額(104件) 4億4,450万円

* 土地取得事業

- 補償補填状況(39件) 4,154万円

* 交通災害共済事業

- 共済掛金収入(88,221人) 2,109万円
- 見舞金支給額(372件) 2,124万円

54年度特別会計決算の状況

会 計 別	決 算 額	
国民健康保険事業	歳 入	26億7,634万円
	歳 出	26億5,937万円
公共下水道事業	歳 入	11億4,112万円
	歳 出	11億1,100万円
同和地区住宅新築 資金等貸付事業	歳 入	5億8,797万円
	歳 出	5億8,710万円
土 地 取 得 事 業	歳 入	3億1,683万円
	歳 出	2億7,154万円
福祉事業センター事業	歳 入	1億 321万円
	歳 出	1億 176万円
塩田有線放送電話事業	歳 入	5,025万円
	歳 出	4,476万円
交通災害共済事業	歳 入	3,024万円
	歳 出	2,732万円

4月から新しい水道料金に

前回の広報「うえだ」でお知らせしましたが、4月1日から水道料金が改定になります。今回は新料金の計算方式を掲載しましたので、参考にされて、ご理解をお願い申し上げます。

新しい料金の計算例(2か月分)

上田太郎さんの家庭は標準家庭です。自宅にとりつけてあるメーターの口径は13%で、2か月の使用水量は34m³でした。(使用水量を2か月としたのは、検針が2か月に1回なので)

そこで、上田さんの新料金はいくらになるかを計算してみました。使用水量34m³のうち、16m³分は基本水量使用分としての基本料金がかかりますので、まず基本料金の欄をみると、自宅の口径が13%なので基本料金は860円であることがわかります。

次に、使用水量34m³から基本水量16m³を差引いて、超過分18m³の水量料金の計算をしました。

17m³以上60m³まで1m³につき65円ですから、計算式は18m³(34m³-16m³)×65円で1,170円となります。これに基本料金を加えますと、上田さんの水道料金が、2,030円となることがわかります。

基本料金	860円
従量料金 (34m ³ -16m ³) 18m ³ ×65円	=1,170円
合 計	2,030円

2か月分の水道料金計算式

(使用水量をxとする)

口径13%の場合

0~16m³ 860円

17~60m³ 料金=(x-16m³)×65円+860円

61m³以上 料金=(x-60m³)×74円+3,720円

口径20%の場合

0~16m³ 1,600円

17~60m³ 料金=(x-16m³)×65円+1,600円

61m³以上 料金=(x-60m³)×74円+4,460円

口径25%の場合

0~16m³ 2,260円

17~60m³ 料金=(x-16m³)×65円+2,260円

61m³以上 料金=(x-60m³)×74円+5,120円

口径30%の場合

0m³ 3,860円

1~60m³ 料金=x×65円+3,860円

61m³以上 料金=(x-60m³)×74円+7,760円

口径40%の場合

0m³ 5,900円

1~60m³ 料金=x×65円+5,900円

61m³以上 料金=(x-60m³)×74円+9,800円

口径50%の場合

0m³ 9,940円



「水」は私たちの生活に欠かせないもの

1~60m³ 料金=x×65円+9,940円

61m³以上 料金=(x-60m³)×74円+13,840円

口径75%の場合

0m³ 21,920円

1~60m³ 料金=x×65円+21,920円

61m³以上 料金=(x-60m³)×74円+25,820円

口径100%の場合

0m³ 35,780円

1~60m³ 料金=x×65円+35,780円

61m³以上 料金=(x-60m³)×74円+39,680円

口径125%の場合

0m³ 53,940円

1~60m³ 料金=x×65円+53,940円

61m³以上 料金=(x-60m³)×74円+57,840円

口径150%の場合

0m³ 77,540円

1~60m³ 料金=x×65円+77,540円

61m³以上 料金=(x-60m³)×74円+81,440円

水道料金表 2か月分 (昭和56年4月1日改定)

量水器の口径	基本料金	料 金	
		水 量	料 金
		水 量	料金(1m ³ につき)
13 %	860 円	17m ³ 以上	65円
20	1,600	60m ³ まで	
25	2,260	61m ³ 以上	74円
30	3,860	1 m ³ 以上 60m ³ まで	65円
40	5,900		
50	9,940		
75	21,920		
100	35,780	61m ³ 以上	74円
125	53,940		
150	77,540		

お問い合わせは水道局業務課へ (☎224100内線507)

12月の少年出張相談

と き…3月6日(金)

昼の部 午後1時30分~4時30分

夜の部 午後7時~9時

ところ…塩田公民館

夜の部だけは、あらかじめ電話などで、市少年育成センターへお申し込みください。お申し込みがなかった場合、出張いたしませんので、ご承知ください。

〈市少年育成センター☎224100内線681〉

市県民税・所得税の申告はお早めに

2月16日~3月16日



今年も市県民税・所得税などの確定申告の時期となりました。55年中の所得を計算して、申告は必ず済ませてください。

長野県心身障害者 扶養共済制度に2口加入を

〈制度のしくみ〉

「長野県心身障害者扶養共済制度」は、障害者を扶養する保護者がお互いに掛金を出し合い、保護者が死亡したときあるいは働けなくなったとき、残された障害者に年金を終身支給しようというものです。

〈制度の改正〉

昭和五十四年十月四日から
▽加入時年齢が、六十五歳に引き上げられました。
▽2口加入ができるようになりました。

〈加入資格〉

①県内に住所を有する人
②六十五歳未満の人
③心身に障害のある人を扶養する健康な保護者（配偶者、父母、兄弟姉妹、親族など）

〈心身障害者の範囲〉

①精神薄弱者
②身体障害者で、一級から三級までに該当する障害のある人
③精神または身体に永続的な障害（脳性マヒ、進行性筋萎縮症など）のある人

〈掛金納付の特典〉

①加入者の所得状況により、掛金が下の表のとおり減額されます。

表 1

減 額 要 件	減 額 率
生 活 保 護 世 帯	8 / 10
県 民 税 非 課 税 世 帯	5 / 10
均 等 割 の み 世 帯	3 / 10
2人以上の障害者を年金給付の対象とする加入者	3 / 10

表 2

区分	給 付 要 件	基本 保険	付加 保険
年金	加入者が死亡又は廃疾となったとき	(月額) 円 20,000	(月額) 円 20,000
弔慰金	加入期間が1年以上で障害者が加入者より先に死亡したとき	(一時金) 円 20,000	(一時金) 円 20,000

※ 2口加入者(付加保険加入者)は、年金・弔慰金が40,000円になります。

(表1)
②二十年以上継続して加入し、かつ、加入者が六十歳以上になると掛金が全額免除されます。
③税法上、掛金は小規模企業共済等掛金控除として、所得控除の対象となります。
〈保険の種類〉
▽基本保険と付加保険の二種類があります。
▽付加保険への加入は、基本保険に加入していることが必要です。
〈給付金〉
次の表のとおりです。(表2)

〈掛金〉
▽四十五歳未満で基本保険に加入した人の場合は、基本掛金表(表3)の年齢区分により、その年齢に達したとき掛金が変わります。
▽四十五歳以上で基本保険に加入した人及び付加保険の加入者の場合は、基本掛金表(表4)・加算掛金表(表5)の加入時の年齢により掛金が固定します。
▽付加保険加入者は、基本掛金+加算掛金を納入することになります。

特例加入制度も

心身障害者を扶養している大正四年四月二日から大正五年四月一日までに生まれた人でこの制度に加入を希望される人は、特例で三

基本掛金

(45歳未満で加入した人の掛金)

表 3

掛金納付時の年齢区分	掛金月額
35才未満の者	1,000 円
35才以上45才未満の者	1,300 円
45才以上の者	1,500 円

(45歳以上で加入した人の掛金)

表 4

加入者となった時の年齢区分	掛金月額
45歳以上50歳未満の者	3,200 円
50歳以上55歳 "	4,100 円
55歳以上60歳 "	5,300 円
60歳以上65歳 "	6,800 円

加算掛金

(付加保険に加入した人の加算掛金)

表 5

付加保険加入者となった時の年齢区分	加算掛金月額
35歳未満の者	1,400 円
35歳以上40歳未満の者	1,900 円
40歳以上45歳 "	2,600 円
45歳以上50歳 "	3,200 円
50歳以上55歳 "	4,100 円
55歳以上60歳 "	5,300 円
60歳以上65歳 "	6,800 円

この扶養共済制度に関するお問い合わせは福祉課
福祉係へ (☎224100内線373・有線20791)

月三十一日までに県に加入申し込みをされると、扶養共済制度へ加入できますので至急手続きをしてください。

○市への加入申し込みは、三月二十五日までにしてください。
○保険料(掛金)は、月額六千八百円です。

シリーズ・関越道上越線 ①

高速道路

はじめに

長野県も、本格的な高速道時代を迎えようとしています。現在、県内では中央道西宮線、中央道長野線、関越道上越線の工事、あるいは計画が進められています。このうち、南信地区を走る中央道西宮線は、今年中に全線開通の予定です。

一方、上田市を通過すると予想される関越道上越線（群馬県藤岡市—新潟県上越市間、約二百一km）は、藤岡市—佐久市間が昭和五三年十一月、整備計画線として発表され、工事に着手するための具体的な調査に入っているものの、佐久市—上越市間は依然として、基本計画線のままです。しかし、今秋にも予想されている国土開発幹線自動車道建設審議会（国幹審）で、佐久市—上越市間が整備計画線に「格上げ」されるかどうか、今後の上田市発展に直接影響するだけに、大きな意味をもっています。

そこで、今回からは、高速自動車道をわかりやすく説明した「関越道上越線」をシリーズでお知らせします。

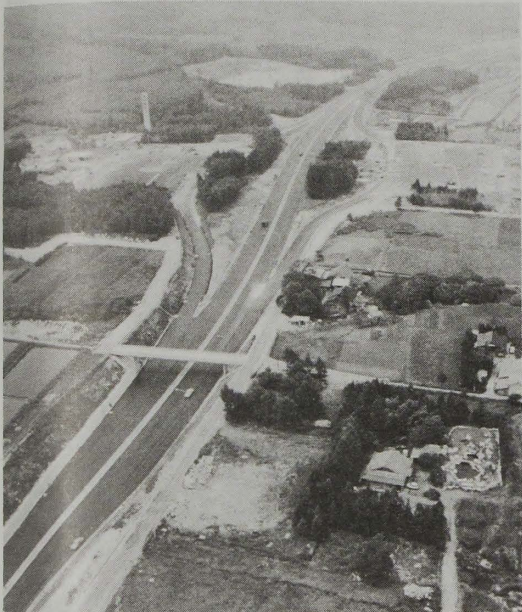
高速道路とは

高速道路とは、一言でいえば「出入りはインターチェンジに限られた往復分離の自動車専用道路」です。自動車専用道路ですから、自

動車以外の車両の通行や人の立入りはできません。

インターチェンジ以外の場所から自動車の乗り入れや、出入りは禁止され、立入り横断などを防ぐため立体交差になっています。また、往復分離はそれぞれの車道です。対向車相互の衝突、眩光（げんこう）障害が除かれ、本線上での横断やUターンが禁止されています。故障車や低速車を追越しするため、片側には二車線以上を設けてあります。

このような道路構造と制限を設けることによって、自動車が安全に高速走行できるようにしたのが高速道路です。



今年中には全線開通する中央道西宮線
（写真提供、駒ヶ根市役所）

健康づくり

胃腸と健康

国保の疾病統計によると、いつも全国で第一位を占めているのが胃腸の病気です。この胃腸病を防ぐためには、まず食生活についての心掛けが大切です。また、胃腸についての知識も必要です。

たとえば、食欲があってもりもり食べられるので胃は丈夫だと考えられがちですが、食欲だけで胃は丈夫と過信しないことが大切です。胃の働きからみると、食欲が

ともに次第に胃腸の働きは衰えていくものです。

胃腸の若がえりのためにも、次のことに気をつけましょう。

一、バランスのとれた食事をしましょう。

牛乳、卵など良質のタンパク質と新鮮な野菜を欠かさないようにしましょう。

二、食べ過ぎないようにしましょう。

炭水化物などのとり過ぎは、胃腸に負担をかけますので「腹八分目」にしましょう。

三、よくかんで食べましょう。

体調の変化に注意

早飯で、しかもすぐ仕事などにとりかかるのは、胃腸を疲れさせるものとす。

また、最近ではツバの中にはガンを防ぐ働きがあると発表されていますが、ガンの予防のためにもよくかんで食べましょう。

胃腸病については、特に食欲の変化とか、便の異常、体重の減少などに気をつけ、自分の体質を知っておきましょう。ことに便については、不調の便の状態などに気をつけ、今までと違った時は注意しなければなりません。こうした状態が続く時は、保健婦か主治医に相談するようにしましょう。



▼野竹トンネルが貫通

浅間山ろく広域農道、最大の難工事といわれていた野竹トンネル(市内古里、全長285m、幅8.5m)がさきほど貫通。1月22日には石井市長(写真、手前左から4人目)、佐藤東部町長など関係者約40人が出席し、現地で貫通式を行いました。今後は、同トンネルの残り部分や前後の取付道路などの工事を行い、秋には県営球場わきから野竹トンネルを経て、県道下原大屋停車場まで、3.3kmが開通する見込みです。



▼2月7日は「北方領土の日」

さる1月6日の閣議で、毎年2月7日を「北方領土の日」とすることが決まり、上田市でも1月末から、市庁舎に北方領土のたれ幕が下がっています。



▶みことなスキーさばき
第四回上小身体障害者スキー大会が、二月一日菅平スキー場で県身障者レインボースキークラブや上田市などの主催により開かれました。上小はじめ県内外から五十人以上の参加者があり、申告タイムレース、大回転スピードレースに日ごろの成果を競いました。大会役員の三笠宮殿下ご夫妻や石井市長などは、アウトリガー(補助スキー)を巧みに操りながらのみことなスキーさばきに、盛んな拍手を送っていました。



不用品登録情報 その⑧ (主なもの)

(2月9日現在)

ゆずります	希望価格	ゆずってください
スキーセット 長さ160cmぐつ23.5cm " 180cm " 26cm	15,000~ 20,000円	スキーウェア (4-6才用) L・S・M・S
勉強机	500~3,000円	ベビーベッド、二段ベッド
歩行器	500~1,000円	自転車 (子供用、婦人用)
テレビ (13インチ)	40,000円	洋服 (2-3才女児夏・冬問わず)
七五三着物 (3歳~5歳用)	3,000~10,000円	七五三着物 (7才用)
編 機	40,000~50,000円	血圧計
3輪バイク (スパイク付)	20,000円	ミシン (足踏式ほか)
物 置 (1m×75cm×高さ2m)	10,000円	炊飯ジャー、ジュースミキサー
鏡 台 (一面鏡、腰掛け付)	20,000円	ベッド (ダブル、シングル)
和 服 (江戸づま、留袖ほか)	相談	掃除機、冷蔵庫
洋 服 (婦人用オーバー、ワンピースほか)	相談	風呂一式 (団地サイズ)
花ござ (6畳用)	1,000円	電気オルガン
カーペット (6畳用)	3,000~4,000円	ステンレス流し台、湯沸器
コタツ板	1,000円	応接セット (レザー)
ガス台	5,000円	機織り一式

◇ゆずりたい品物、ゆずってほしい品物がありましたら、生活環境課生活係(☎24100内線303)へお気軽にご連絡を。

◇紹介後のトラブルなどについては、責任を負いかねますのでご了承ください。

不用品登録情報

皆さんから寄せられた不用品の登録を「不用品登録情報」として、月一回お知らせしていますが、今回はその八回目です。

不用品の登録をされる方は、次の事柄を必ず守ってください。

① ゆずりたい品物がある人は、品名、程度、数量、希望価格、住所、氏名、電話番号などを生活

② ゆずってほしい品物がある人もあらかじめ生活環境課へ申し出て、登録してください。

③ 生活環境課では、ゆずってほしい人に不用品の紹介をしますが、紹介を受けた人は不用品登録者と直接交渉し、価格、取り引き方法などを決めてください。

④ 紹介を受けた人は、取り引きの結果(取り引きが成立、不成立にかかわらず)を、必ず生活環境課へ連絡してください。

環境課へ登録してください。

年をとってからの胃炎は、胃液せんまでなくなるものが多く、年と

状態が続く時は、保健婦が主治医に相談するようにしましょう。

お知らせ



寒さの厳しいこの冬、スケート好きの子供たちにとって、寒さはあまり気にならなかったようです。上田市内の多くの小学校では、1月から2月にかけて、学校近くに独自のスケートリンクを作り、体育の授業にスケートを取り入れています。
(写真は室賀小学校で)

固定資産税の課税台帳を縦覧

3月2日～3月20日

資産税課 ☎241000
内線236・有線20681

昭和五十六年度固定資産税の基となる評価額が、法第四一〇条の規定により決まりました。次により課税台帳の縦覧を行いますので、ご覧ください。

なお、本人が縦覧される場合は印鑑を、法人とか他人のものを代理で縦覧される場合には、代理人選任届か委任状と代理人の印鑑をご持参ください。

縦覧できる台帳

土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳、償却資産課税台帳

縦覧期間と時間

三月二日(月)から三月二十日(金)までの午前八時三十分から午後五時まで(ただし、土曜日は正午まで、日曜日は休み)

縦覧の場所

市役所資産税課(本庁舎一階)
決定した評価額

昭和五十六年度は据え置き年度のため、土地の地目変換や家屋の損壊及び新増築、改築などが無い場合は、五十五年評価額が据え置かれています。

したがって、地目変更や家屋の新築や増築などがあつた場合は、新しい評価額が決定されていますので、この期間にご覧になることをおすすめします。

審査の申し出

新しく価格の決定があつたもので、固定資産課税台帳などに記載された事柄に不服のある方は、三月二日から三月二十日までの間に、文書で固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。

昭和五十四年度から、土地の固定資産税は地方税法の規定により、一定の負担調整措置が行われています。

建設工事入札「参加願」の提出

管理課庶務係
☎241000内線343

市への物品納入「見積参加願」の提出

管財室 ☎241000内線255

昭和五十六年度、市へ物品の納入を希望される人は、「見積参加願」の提出が必要ですので、次により提出してください。

提出期限

二月二日(月)から同二十八日(土)までです。期日までに提出されないと、市の規則により資格審査をし、見積参加業者名簿に掲載します。

提出先・お問い合わせ

管財室(本庁舎三階)

必要書類

①見積参加願、②営業概要調査書、③事業経歴書、④納税証明書(事業税、市町村民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)の各一通

用紙は管財室にあります。

市育英会の56年度奨学生を募集

教育委員会庶務課 ☎241000
内線545・有線20861

昭和五十六年度、市関係の建設工事指名競争入札に参加を希望される方は、「建設工事参加資格審査申請」の手続きが必要です。次により、早めに手続きをしてください。

必要書類：①建設工事参加資格審査申請書、②市税完納証明書、③代表者の身元証明書、④経営事項審査申請書の写し、⑤委任状または社内規則、⑥建設業退職金共済組合加入証明書(加入者に限る)

申込方法：在学している中学校・高等学校の担任の先生に相談して、手続きをしてください。

申込期限：三月二十日(金)

決定：育英会の評議員会で審査し、決定します。

今月の納税

固定資産税 第4期
(都市計画税)

国民健康保険税 第9期

今月の納税は、固定資産税(都市計画税)第4期と国民健康保険税第9期です。

税金は、納期限内に納入されますようご協力ください。

今月の納期限は、2月28日(土)です。

収税課 ☎241000内線241・有線20691

税金が 役立つ

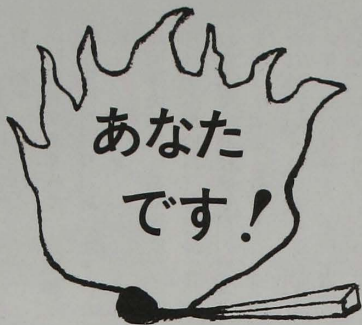
明るい 町づくり

市職員を募集します

▽建築：教養・専門試験、体力検査
〈人 員〉
それぞれ若干名

上田市教育委員

乳幼児健康診査



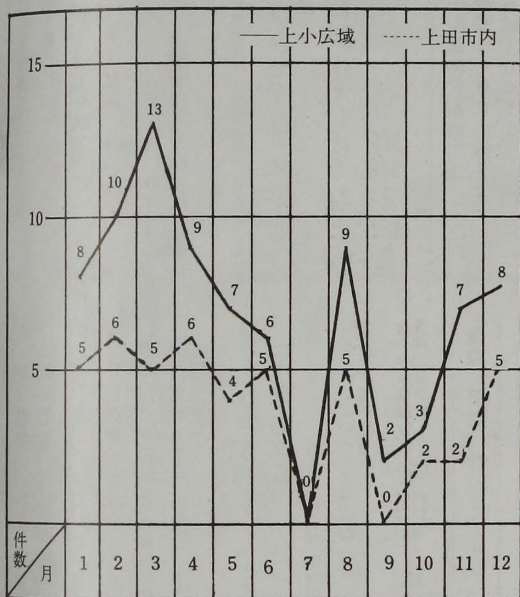
火事を出すのも防ぐのも

春の全国火災予防運動
2月28日～3月13日

今年も「春の全国火災予防運動」が、二月二十八日(出)から三月十三日(金)までの二週間、全国いっせいに行われます。今回の統一標語は「あなたです! 火事を出すのも防ぐのも」。

この季節は、特に空気が乾燥し、火災が起きやすい気象状況にあります。

昭和55年月別火災発生件数表



(上小地域広域行政事務組合「昭和55年火災統計」より)

ます。いったん火災が起きると、強い風にあおられ大火になることもあり、一年を通じて一番危険な季節です。一年間に発生する火災件数の半数近くが、この春先に集中しています。このことは、上小地域広域行政事務組合がまとめた「昭和五十五年、火災統計」(左表参照)でも裏づけることができます。

二月末から三月にかけては、寒さからある程度解放され、ややもすると火に対する注意も薄れがちになるようです。火災予防運動は、市民一人ひとりが防火の心がけを新たにし、人命や財産をみんなを守るために行われます。火のもとには、十分気をつけましょう。

火災予防運動

の重点目標

- ① 体の不自由な人を中心に、幼児、老人など自力避難が困難な人の焼死防止対策の徹底。
- ② 大勢の人が出入りする場所では、防火管理体制をはかり、川治プリンスホテル火災のような火災は、二度と起こさない。
- ③ 都市ガスやプロパンガスからのガス漏れによる火災発生防止対策の推進。
- ④ 春先のたき火、ごみの焼却、タバコなど、火を使用する時は、消火用具を備え、監視の目を配る。

人権擁護委員

三名の皆さんに委嘱

人権擁護委員に次の三名の皆さんが、二月一日、法務大臣から委嘱されました。

朝日松司さん(千曲町)と小池恭平さん(手塚)が再任され、また若山箕嘉九さん(富士山)が昭和五十五年七月七日に亡くなられたため、その後任として橋詰藤雄さん(鈴子)が新任されました。ほかに、次の九名の皆さんが委嘱されています。

砥石種次さん(緑が丘一)、田

口 玲さん(中央六)、清水幹崇さん(岩門)、坂井太賀美さん(常田二)、坂田堅二さん(大屋)、小出一則さん(中吉田)、飯島英子さん(築地)、小泉義雄さん(上小島)、横山勇司さん(仁古田) 人権擁護委員の皆さんは、人間としての権利や自由が尊重され、住みよい社会をつくるため活動されていますので、皆さんお気軽にご相談ください。



上田市は、千曲の清流と、上田城に象徴される自然と人々が調和した、住みよいまちです。わたしたち市民は、自らの英知と努力により、さらにすばらしいまちにする願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

- 一、自然に感謝し、きれいな水と空気を守り、緑のあふれるまちにします。
- 一、からだをきたえ、教養を高め、豊かな文化を育てるまちにします。
- 一、人々の善意をとうとび、あたたかい心がふれあうまちにします。
- 一、産業を伸ばし、働くよろこびを大切にして、活気にみちたまちにします。
- 一、平和と自由を求め、広く世界に目を向けた明るいまちにします。